

方針の目的	健全な行財政基盤の確立				
方針の視点	1 健全行政マネジメントの推進				
分 類	効率的な行政運営				
実施メニュー	1 職員定員の適正化と人材の育成	即効度	◎	難易度	A
C=Check 現状の課題を把握	効率的な行政運営を目指し、定員管理計画(※1)に基づき、民間委託の推進、指定管理者制度の活用、組織機構の見直しなどにより職員数の適正化を図ってきた。しかし、その一方で、社会福祉法人監査や農業委員会農地転用事務などの権限移譲への対応、防災計画の見直し、新地方公会計制度への対応、地方版総合戦略の策定、ふるさと納税や企業誘致の促進など、市がスピード感を持って取り組むべき喫緊の課題は増加しており、必要とされる人員も増加傾向にある。 平成29年4月1日現在の職員数は315人(計画職員数316人)となっている。 注1)職員数は、消防・病院部門の職員及び再任用短時間勤務職員(※2)を除いた人数。 注2)平成27年度に「定員管理計画」を策定。				
A=Action 改善内容を立案	各課業務内容の精査、民間委託等を継続して検討し、効率的な組織編制と人員配置を行っていく。				
P=Plan 具体的な施策を計画	組織機構の見直しとともに、業務改善を進め業務の見直しを図る。また、研修等により人材の育成に努め職員の資質向上に努める。				
D=Do 業務を遂行		その年度に達成すべき目標		目標達成のための取組	
	H30	平成31年4月1日現在 315人		・機構改革による組織の活性化 ・多様な任用形態の活用 ・職員研修による人材育成	
	H31	平成32年4月1日現在 313人		・機構改革による組織の活性化 ・多様な任用形態の活用 ・職員研修による人材育成	

※1 定員管理計画：市民に絶えず安定した行政サービスを提供するための組織と、質の高いサービスを生み出し、魅力的な街づくりに貢献できる職員を育成するために、中期的な職員の定員管理の計画として策定するもの。

※2 再任用短時間勤務職員：退職職員に対する年金の支給開始年齢が、平成25年度から段階的に65歳まで引き上げられたことに伴い、定年退職する職員が、その知識・経験を退職後も生かすとともに、雇用と年金の接続を図るために再任用される場合で、勤務時間がフルタイム職員よりも短い職員(本市の制度では週31時間勤務)をいう。

方針の目的	健全な行財政基盤の確立				
方針の視点	1 健全行政マネジメントの推進				
分 類	積極的な歳入確保				
実施メニュー	2 未収金対策の研究	即効度	○	難易度	S
C=Check 現状の課題を把握	未収金対策について、CAPDo！の前期における取り組みにより一定の成果を得た。しかし、未収金額の削減については継続して実施する必要がある。 また、税以外の債権では担当者のみでの対応となることや、人事異動等により担当者が変わることによって専門知識の継承が難しいことなどから、マニュアルの整備や専門研修等の受講が必要となる。 なお、税以外の債権における滞納整理は、法律や方法が異なることから組織で対応やノウハウを継承していくことが必要である。 ※未収金対策として扱う債権は、市民税（個人・法人）、固定資産税（都市計画税含む）、国民健康保険税、軽自動車税、水道料金、下水道使用料、平尾下水道使用料、介護保険料、保育料、道水路占用料、市営住宅家賃、給食費、病院医療費。 ※未収金対策で扱う金額は、滞納繰越分のみ				
A=Action 改善内容を立案	未収金額の削減を継続実施しつつ、未収金対策について担当部署だけでなく庁舎内全体で横断的に取り組む姿勢が求められ、徴収困難案件について引き受ける専門部署が必要である。				
P=Plan 具体的な施策を計画	未収金額の削減を継続実施するために、未収金対策を専門的に検討する組織を立ち上げ、各未収金の進捗状況について確認する。そして、専門知識に乏しい各担当の個別対応にも限界があることから、徴収対応相談や徴収困難案件を引き受ける専門部署を設置し、その部署が税及び市債権における徴収困難なものの滞納整理を行うことや、各担当への研修や相談を行う。				
D=Do 業務を遂行		その年度に達成すべき目標		目標達成のための取組	
	H30	・未収金額を前年度比9%改善		・徴収困難案件の未収金における課題を整理し、対応実施 ・徴収困難案件を引き受けるためのマニュアル等作成	
	H31	・未収金額を前年度比9%改善		・徴収困難案件の未収金における課題を整理し、対応実施 ・市債権担当者への研修実施	

方針の目的	健全な行財政基盤の確立				
方針の視点	1 健全行政マネジメントの推進				
分 類	積極的な歳入確保				
実施メニュー	3 税外収入の研究	即効度	○	難易度	A
C=Check 現状の課題を把握	税外収入について、封筒の広告事業等、年度毎に実施している事業を継続するとともに、図書貸出袋やハザードマップの広告事業を新規で実施し、広告媒体の拡大と収入増加を図った。 今後も更なる税外収入の増加を目指すところであるが、広告事業を実施する担当課に「広告事業導入に多くの事務負担がかかる」という意識があるため、新規に実施される事業が増えていかないという課題がある。また、「公募しても広告主がいない」という懸念もあるため、効率的な広告主募集方法についても検討する必要がある。				
A=Action 改善内容を立案	「広告事業取扱いマニュアル」の内容を見直し、わかりやすいものとし、庁内に事業の周知を行うとともに新規事業の実施を図る。また、効率的に広告主を募集するため、民間企業による広告主の代理募集についても検討を行う。				
P=Plan 具体的な施策を計画	歳入確保に寄与するため、税外収入の研究を引き続き行う。広告事業については、新たな広告媒体の研究及び「広告事業取扱いマニュアル」の内容を見直し、起案様式等を追加することで担当課の事務を軽減させる。ネーミングライツ事業(※3)については、新規事業の研究を進めるとともに、既存事業の更新時期に当たるため、ネーミングライツスポンサーを募集し、事業を継続させる。				
D=Do 業務を遂行		その年度に達成すべき目標	目標達成のための取組		
	H30	ネーミングライツを含む広告収入 120万円以上	・「広告事業取扱いマニュアル」の内容を見直し ・ネーミングライツ更新(えんてつ通り)		
	H31	ネーミングライツを含む広告収入 120万円以上	・ネーミングライツ更新(炭焼き さわやか 菊川グラウンド)		

※3 ネーミングライツ:「命名権」とも呼ばれ、スポーツ・文化施設等に、スポンサー企業の社名やブランド名を名称として付与する権利。

方針の目的	健全な行財政基盤の確立				
方針の視点	1 健全行政マネジメントの推進				
分 類	積極的な歳入確保				
実施メニュー	4 ふるさと納税制度の活用	即効度	◎	難易度	B
C=Check 現状の課題を把握	ふるさと納税制度(※4)は、全国の自治体が納税者を募るために積極的なPRを展開し、メディア等にも多く取り上げられている。当市においても、ホームページやカタログ、民間事業者と連携したPRにより、平成28年度の寄附実績は、2億1,006万3,100円(6,842件)となり、寄附額、件数ともに前年比6倍強となった。また、寄附実績の増に伴い、市内の特産品等が「お礼の品」として市外、県外へ届けられ、市内事業者からも喜びの声が聞こえるなど、地域経済の振興にも寄与している。 一方、全国的なふるさと納税制度への過度な加熱、制度の趣旨に反する取組みについて総務省より通知がなされており、寄附に対する返礼率の見直しや、お礼の品の改善等が求められている。				
A=Action 改善内容を立案	総務省通知の内容に則した見直しを実施するとともに、見直しにより菊川市ふるさと納税制度が衰退しないよう、効果的なPRの推進、魅力あるお礼の品の拡充等を行う。				
P=Plan 具体的な施策を計画	菊川市ふるさと納税制度の新たな情報発信手法を検討する。				
D=Do 業務を遂行		その年度に達成すべき目標		目標達成のための取組	
	H30	寄附金総額 1億円以上		菊川市ふるさと納税制度のPRの充実 魅力ある贈答品の見直しと拡充	
	H31	寄附金総額 1億2,000万円以上		菊川市ふるさと納税制度のPRの充実 魅力ある贈答品の見直しと拡充	

※4 ふるさと納税制度: 自分の選んだ自治体へ寄附(ふるさと納税)を行った場合に、寄附金額のうち2,000円を越える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される制度(所得等により上限がある)。お礼に特産品を貰えるというシステムが人気となっている。

方針の目的	健全な行財政基盤の確立				
方針の視点	1 健全行政マネジメントの推進				
分 類	公営企業会計の健全化と事業会計の安定化				
実施メニュー	5 国民健康保険特別会計の安定化	即効度	◎	難易度	B
C=Check 現状の課題を把握	国民健康保険被保険者の医療費は高齢化や医療の高度化により年々増加傾向にあり、国民健康保険特別会計を圧迫している。 平成29年3月時点のジェネリック医薬品(※5)年間平均普及率は71.7%、また、平成28年度の特定健診(※6)受診率は40%を超える予定である。				
A=Action 改善内容を立案	国民健康保険被保険者の医療費を削減するため、ジェネリック医薬品の普及及び特定健診の受診率向上を図る。				
P=Plan 具体的な施策を計画	ジェネリック医薬品を推進するための活動を行い、調剤での差額により医療費の削減を目指す。 また、特定健診を推進するための啓発を行い、生活習慣病(※7)の予防による医療費の削減を目指す。				
D=Do 業務を遂行		その年度に達成すべき目標		目標達成のための取組	
	H30	・ジェネリック医薬品年間平均普及率 73% ・特定健診受診率43%(平成31年12月公表)		・ジェネリックの差額通知発送 ・保険証発送時のチラシにジェネリックに関する記事を掲載する ・特定健診受診に関する啓発活動	
	H31	・ジェネリック医薬品年間平均普及率 76% ・特定健診受診率46%(平成32年12月公表)		・ジェネリックの差額通知発送 ・保険証発送時のチラシにジェネリックに関する記事を掲載する ・特定健診受診に関する啓発活動	

※5 ジェネリック医薬品：先発医薬品(新薬)より安価で供給される後発医薬品。先発医薬品の特許期間満了後は、同じ成分や効果を持つ医薬品を、他の医薬品製造企業が後発医薬品として、より低価格で提供することができる。

※6 特定健診：生活習慣病予防のために2008年度から市町村の国民健康保険や健保組合などが実施。「メタボ健診」とも呼ばれ、健診結果をもとに、高リスクの人へは食事や運動などの特定保健指導を行う。

※7 生活習慣病：食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群。具体的には、高血圧、糖尿病、脂質異常症など、以前は成人病と呼ばれ、主に中年期以降発症する疾患群。

方針の目的	健全な行財政基盤の確立				
方針の視点	1 健全行政マネジメントの推進				
分 類	公営企業会計の健全化と事業会計の安定化				
実施メニュー	6 下水道経営の健全化	即効度	◎	難易度	B
C=Check 現状の課題を把握	平成10年度から下水道事業に着手し、全体計画760haのうち平成28年度末で298.8haが供用開始されているが、整備率としては「39.3%」と低く面整備の継続実施が必要である。 平成28年度末の汚水処理に占める使用料単価の割合(※8)は「86.0%」(平成29年3月末現在)となっており、使用料単価に対し汚水処理原価が上回っている。				
A=Action 改善内容を立案	浄化センターのストックマネジメントにより適正な維持管理を行う一方、計画的な面整備を実施し水洗化の向上を図る。				
P=Plan 具体的な施策を計画	アクションプランに基づき年間約10haの面整備を実施することにより供用開始区域の拡張を図る。 ホームページ等によるPRや説明会の実施、夜間・休日を含めた戸別訪問により水洗化率の向上を図り、使用料収入を増加させる。 H30.4.1から公営企業会計を適用(一部適用)することにより経営状況が明らかとなることから、経営状況により使用料単価の見直し検討を行う。 ストックマネジメントによる適正な維持管理(修繕・更新等)を実施する。				
D=Do 業務を遂行		その年度に達成すべき目標		目標達成のための取組	
	H30	・汚水処理原価に占める使用料単価の割合 85.8%以上		・アクションプランに基づき約10haの面整備実施。 ・未接続世帯等に対し年間3回以上の戸別訪問実施。	
	H31	・汚水処理原価に占める使用料単価の割合 86.3%以上		・アクションプランに基づき約10haの面整備実施。 ・未接続世帯等に対し年間3回以上の戸別訪問実施。 ・使用料単価見直し検討	

※8 汚水処理原価に占める使用料単価の割合：維持管理費に対する料金収入の比率(『使用料単価÷汚水処理原価』)。ただし、資本費(汚水処理に係る起債償還額)は含まれていない。なお、汚水処理原価に占める使用料単価の割合は、面整備と利用人口の増加によって向上します。

方針の目的	健全な行財政基盤の確立																																																																							
方針の視点	1 健全行政マネジメントの推進																																																																							
分類	公営企業会計の健全化と事業会計の安定化																																																																							
実施メニュー	7 水道経営の健全化				即効度	◎	難易度	A																																																																
C=Check 現状の課題を把握	有収率は横ばいの状態である。また、給水戸数は増加傾向にあるものの、給水人口は低迷している。 過去の推移 <table><tr><td></td><td></td><td>平成24年度</td><td>平成25年度</td><td>平成26年度</td><td>平成27年度</td><td>平成28年度</td><td>備考</td></tr><tr><td>給水人口</td><td>人</td><td>46,675</td><td>45,846</td><td>45,773</td><td>46,703</td><td>46,693</td><td></td></tr><tr><td>給水戸数</td><td>戸</td><td>17,312</td><td>17,440</td><td>17,968</td><td>18,260</td><td>18,609</td><td></td></tr><tr><td>年間給水量</td><td>m³</td><td>5,992,113</td><td>5,921,186</td><td>5,779,890</td><td>5,839,439</td><td>5,864,131</td><td>年間総有収水量</td></tr><tr><td>年間配水量</td><td>m³</td><td>6,965,947</td><td>6,820,626</td><td>6,745,872</td><td>6,811,136</td><td>6,843,528</td><td>年間総配水量</td></tr><tr><td>有収率</td><td>%</td><td>86.02</td><td>86.81</td><td>85.68</td><td>85.73</td><td>85.69</td><td>年間総有収水量/年間総配水量</td></tr><tr><td>給水収益</td><td>千円</td><td>1,140,396</td><td>1,125,908</td><td>1,096,499</td><td>1,108,387</td><td>1,113,931</td><td>千円以下切捨</td></tr><tr><td>純利益(※10)</td><td>千円</td><td>29,374</td><td>26,214</td><td>2,376</td><td>71,062</td><td>84,919</td><td>千円以下切捨</td></tr></table>										平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考	給水人口	人	46,675	45,846	45,773	46,703	46,693		給水戸数	戸	17,312	17,440	17,968	18,260	18,609		年間給水量	m ³	5,992,113	5,921,186	5,779,890	5,839,439	5,864,131	年間総有収水量	年間配水量	m ³	6,965,947	6,820,626	6,745,872	6,811,136	6,843,528	年間総配水量	有収率	%	86.02	86.81	85.68	85.73	85.69	年間総有収水量/年間総配水量	給水収益	千円	1,140,396	1,125,908	1,096,499	1,108,387	1,113,931	千円以下切捨	純利益(※10)	千円	29,374	26,214	2,376	71,062	84,919	千円以下切捨
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考																																																																	
給水人口	人	46,675	45,846	45,773	46,703	46,693																																																																		
給水戸数	戸	17,312	17,440	17,968	18,260	18,609																																																																		
年間給水量	m ³	5,992,113	5,921,186	5,779,890	5,839,439	5,864,131	年間総有収水量																																																																	
年間配水量	m ³	6,965,947	6,820,626	6,745,872	6,811,136	6,843,528	年間総配水量																																																																	
有収率	%	86.02	86.81	85.68	85.73	85.69	年間総有収水量/年間総配水量																																																																	
給水収益	千円	1,140,396	1,125,908	1,096,499	1,108,387	1,113,931	千円以下切捨																																																																	
純利益(※10)	千円	29,374	26,214	2,376	71,062	84,919	千円以下切捨																																																																	
A=Action 改善内容を立案	・有収率(※9) 前年度実績 以上。 ・水道料金収納率98%(現年度)の維持。																																																																							
P=Plan 具体的な施策を計画	・有収率の向上を進めるため、管路更新計画による老朽管の改良を進める。また併せて漏水調査を実施することにより漏水箇所を特定し、水道管の改修を進める。 ・賦課徴収委託業者と連携し、収納率向上に努める。																																																																							
D=Do 業務を遂行		その年度に達成すべき目標			目標達成のための取組																																																																			
	H30	・有収率 前年度実績 以上 ・水道事業会計純利益(※10) 50,000千円 以上			・計画的な老朽管の更新 ・漏水調査及び修理の実施 ・適切な水道施設管理 ・水道料金徴収サイクルの徹底																																																																			
	H31	・有収率 前年度実績 以上 ・水道事業会計純利益 60,000千円 以上			・計画的な老朽管の更新 ・漏水調査及び修理の実施 ・適切な水道施設管理 ・水道料金徴収サイクルの徹底																																																																			

※9 有収率:年間総有収水量／年間総配水量。供給した配水量に対する料金徴収の対象となった水量の割合。

※10 純利益:総収益(雑収入などを含むすべての収益)から総費用(給与や雑費・税金などを含むすべての費用)を引いた最終的な利益。

方針の目的	健全な行財政基盤の確立				
方針の視点	1 健全行政マネジメントの推進				
分 類	公営企業会計の健全化と事業会計の安定化				
実施メニュー	8 病院経営の健全化	即効度	◎	難易度	S
C=Check 現状の課題を把握	平成28年度に総務省から示された新公立病院改革ガイドラインに基づき、平成29年度から平成32年度までを期間とした「新公立病院改革プラン(菊川市立総合病院第三次中期計画)」を策定し、目標達成に向けて業務改善を推進している。しかし、平成28年4月の診療報酬(※11)改定が実質マイナス改定となり、依然として厳しい状況は続いている。 平成28年度の経常収支比率(※12)は、経営改善の取り組みにより費用が削減され、99.1%と平成27年度の98.3%と比較して、若干改善している。				
A=Action 改善内容を立案	「菊川市立総合病院第三次中期計画」に基づき診療部も含めた目標管理を推進する。				
P=Plan 具体的な施策を計画	・診療科ごとにヒアリングを実施し、課題に対して病院全体で改善に取り組む ・各部署でバランスト・スコアカード(※13)を活用した目標管理制度により、アクションプランを作成・実行する ・四半期ごとにアクションプランの進捗状況を確認し、期末ヒアリングの実施により、次年度のアクションプランに反映させる				
D=Do 業務を遂行		その年度に達成すべき目標		目標達成のための取組	
	H30	病院事業会計 経常収支比率 100%		バランスト・スコアカードによる目標 管理制度の実践	
	H31	病院事業会計 経常収支比率 100%		バランスト・スコアカードによる目標 管理制度の実践	

※11 診療報酬: 保険診療の際に医療行為等の対価として計算される報酬。医師の報酬だけでなく、医療行為を行った医療機関・薬局の医業収入の総和を意味する。

※12 経常収支比率: 経常費用(医業費用＋医業外費用)に対する経常収益(医業収益＋医業外収益)の割合。この比率が100%未満である場合、費用を収益で賄えず経常損失が生じていることを意味する。

※13 バランスト・スコアカード: 戦略経営のためのマネジメントシステム。ビジョンと戦略を明確にすることで、財務数値に表される業績だけではなく、財務以外の経営状況や経営品質から経営を評価し、バランスのとれた業績の評価を行うための手法。

方針の目的	健全な行財政基盤の確立				
方針の視点	1 健全行政マネジメントの推進				
分 類	財政基盤の強化				
実施メニュー	9 使用料等の適正化	即効度	○	難易度	B
C=Check 現状の課題を把握	平成28年度、「使用料・手数料の設定に関する基本方針」に基づき、各料金について担当課で原価計算書(※14)を作成し、現行の料金設定と原価の乖離を確認するとともに、行政負担と受益者負担の負担割合を明確化した。また、原価計算結果を基に企画政策課及び財政課で担当課にヒアリングを行い、料金設定の改訂が必要な使用料・手数料については、要綱改正や検討を指示した。今後も定期的に見直しを実施し、サービスの利用率、サービス提供に係るコスト、周辺市の料金設定の状況等を総合的に勘案し、適正な料金設定を行っていく必要がある。				
A=Action 改善内容を立案	適正な使用料・手数料の料金設定を行うため、概ね3年に1度の定期的な見直しを継続実施する。また、法律の改正などに伴い、社会的背景に変化が生じた場合には、必要に応じ適宜見直しを実施する。				
P=Plan 具体的な施策を計画	定期的な使用料・手数料の見直しについて、前回は平成28年度に実施し、次回は平成31年度の実施を予定しているところであるが、平成31年10月に消費税増税が予定されており、増税を反映した料金設定とする必要があるため、平成30年度に増税対応と定期的な使用料・手数料の見直しを併せて実施する。				
D=Do 業務を遂行		その年度に達成すべき目標		目標達成のための取組	
	H30	・消費税増税(H30.10月～)に対応した使用料等の設定		・消費税増税の対応(必要な条例・要綱の改正) ・定期的な使用料・手数料見直しの実施	
	H31	・継続実施		・新料金による継続実施	

※14 原価計算書: 特定の者が利益を受ける行政サービスについて、受益者負担の適正化を図るために用いる計算。対象経費を算出し、単位当たりの原価を算出する。

方針の目的	健全な行財政基盤の確立				
方針の視点	1 健全行政マネジメントの推進				
分 類	財政基盤の強化				
実施メニュー	10 実質公債費比率・将来負担比率の適正化	即効度	◎	難易度	A
C=Check 現状の課題を把握	早期健全化基準には達していないものの、県内平均や類似団体と比べ、高い比率となっている。 平成28年度の実質公債費比率(※15)は11.2%(3ヶ年平均)、将来負担比率(※16)は41.0%の状況である。				
A=Action 改善内容を立案	普通建設事業費(※17)の精査や臨時財政対策債(※18)の借入抑制により、公債費及び市債残高の縮減を図る。				
P=Plan 具体的な施策を計画	起債に当たり、毎年度の発行合計額がその年度の地方債元金償還額を下回るよう管理する。				
D=Do 業務を遂行		その年度に達成すべき目標	目標達成のための取組		
	H30	・実質公債費比率 11.6%(H28-30の3か年平均) ・将来負担比率 40.7%(H30決算) ※菊川市長期財政計画の設定指標を目標とする。	・市債発行の抑制 ・市債以外の将来負担事業の精査による抑制		
	H31	・実質公債費比率 11.9%(H29-31の3か年平均) ・将来負担比率 37.1%(H31決算) ※菊川市長期財政計画の設定指標を目標とする。	・市債発行の抑制 ・市債以外の将来負担事業の精査による抑制		

※15 実質公債費比率:地方債の返済額及びこれに準じる額の標準財政規模(地方公共団体の一般財源の規模)に対する比率。

※16 将来負担比率:実質的な負債の標準財政規模に対する比率。比率が高いほど財政規模に比べて将来の負担が大きいため、将来の財政を圧迫する可能性が高いことを示す。

※17 普通建設事業費:地方財政の経費分類における投資的経費のうち、災害復旧事業等を除いたもの。この中には、地方公共団体が自主的に行う単独事業と国からの補助を伴う補助事業がある。

※18 臨時財政対策債:地方公共団体の一般財源の不足を補うために特例として発行される地方債。後年度の償還費は全額地方交付税の算定に算入される。

方針の目的	健全な行財政基盤の確立				
方針の視点	2 公共施設マネジメントの推進				
分 類	公有財産の最適管理				
実施メニュー	11 公共施設等総合管理計画の推進	即効度	○	難易度	S
C=Check 現状の課題を把握	菊川市が保有する公共建築物は、その多くが昭和50年代に整備され建設から30年以上が経過し老朽化が進んでおり、近い将来に大規模な改修や建て替えの需要が発生すると見込まれる。一方で、少子高齢化等の影響により扶助費が増加しており、改修等に割り当てる建設事業費の確保は困難な状況になっている。また、今後人口減少社会になっていくことから、市民ニーズが大きく変化していくことが予想されている。 今後、老朽化していく建物の安全を確保しつつ、変化する市民ニーズに対応した公共建築物のあり方を検討し、限られた予算の中で効率的な公共サービスの維持が求められている。				
A=Action 改善内容を立案	公共建築物の将来方針(存続・統合集約化・廃止)を策定したうえで、公共施設の保全に必要な費用を試算し、予算の平準化を目指していく。				
P=Plan 具体的な施策を計画	中長期的に、施設の削減方針を策定し、存続する施設については今後10年間で行う改修・修繕費用の見込みを算出する個別施設計画を策定し、予算の平準化を行う。				
D=Do 業務を遂行		その年度に達成すべき目標	目標達成のための取組		
	H30	個別施設計画(見直し計画)素案の作成	市民アンケート 施設分野ごとに方針を策定		
	H31	市民の合意形成	市民の合意形成手法検討		

方針の目的	健全な行財政基盤の確立				
方針の視点	2 公共施設マネジメントの推進				
分 類	公有財産の最適管理				
実施メニュー	12 公共施設の有効利用(市営住宅)	即効度	○	難易度	S
C=Check 現状の課題を把握	平成28年度末の菊川市営住宅3団地(上本所・長池・赤土)入居率は210戸中、179戸の入居(空き31戸)で85.24%である。特に上本所団地は、平成26年度から空き室が目立ち、126戸中、99戸の入居(空き27戸)で78.57%となっている。 退去者の増は、入居者所得の超過(子供の就職等)に伴う退去や、戸建て住宅の建築に伴う退去、高齢者の施設入所や死亡に伴う退去等があげられる。 入居者の減は、入居所得基準以上の収入、入居に伴う子供(中学生以下)の学区変更の懸念などがあげられる。 入居に対して法的に定められている所得制限(収入基準)や、教育委員会で定められている学区編成・基準など課題をクリアすることが難しいため入居条件を満たす方が少なく入居率の向上が図れないのが現状である。 ●上本所団地 全126戸 入居 99戸 空27戸 入居率78. 57% ●長池団地 全 52戸 入居 49戸 空 3戸 入居率94. 23% ●赤土団地 全 32戸 入居 31戸 空 1戸 入居率96. 88% ●3 団地合計 全210戸 入居179戸 空31戸 入居率85. 24%				
A=Action 改善内容を立案	老朽化する団地の改修工事や施設等の維持管理を的確に行い、安全で快適な住環境を提供することや、入居機会の拡充、施設の目的外利用の受け入れ等により、空き室を減らし、公共施設の有効利用を図る。				
P=Plan 具体的な施策を計画	安全で快適な住環境を提供するため、市営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化する団地の改修工事(長寿命化)を実施する。 また、市営住宅のPRをするとともに、募集機会の拡充や、公営住宅法に基づく福祉団体の受け入れや、地方自治法に基づく目的外使用の受け入れを周知し、入居率(利用率)の向上を図る。				
D=Do 業務を遂行		その年度に達成すべき目標		目標達成のための取組	
	H30	・平成30年3月末現在 入居率 87.00%以上		・長寿命化工事(改修) ・広報やホームページでのPR ・定期募集及び随時募集 ・目的外利用の周知	
	H31	・平成31年3月末現在 入居率 87.00%以上		・長寿命化工事(改修) ・広報やホームページでのPR ・定期募集及び随時募集 ・目的外利用の周知	

方針の目的	健全な行財政基盤の確立				
方針の視点	2 公共施設マネジメントの推進				
分 類	公有財産の最適管理				
実施メニュー	13 公共施設の有効利用(児童館)	即効度	△	難易度	A
C=Check 現状の課題を把握	市内には、菊川児童館、小笠児童館の2児童館があり、両館とも開館日及び開館時間は、火曜日から土曜日の午前9時から午後4時30分、休館日は、日曜日、月曜日、祝日及び年末年始となっており、社会福祉法人菊川市社会福祉協議会に運営委託している。なお、過去5年(平成24年度～平成28年度)の年間平均利用者数は、59,492人(菊川児童館:32,310人、小笠児童館:27,182人)となっている。 子育てしやすいまちづくりを推進するため、現在の利用状況や利用者ニーズの把握、また、運営委託先との協議、更には市内だけではなく近隣市の子育てに関連する施設等の開館状況を把握し、市民サービスの向上と施設利用者の拡大を図る必要があるため、休館日のあり方について検討する。				
A=Action 改善内容を立案	現在の両児童館の曜日毎の利用状況や利用者ニーズの調査、また、運営委託先との協議、更には市内だけではなく近隣市の子育てに関連する施設等の開館状況を調査する。				
P=Plan 具体的な施策を計画	調査及び協議結果を児童館運営委員会の議題として取り上げ、委員の意見等聴取・協議し、利用者ニーズや運営委託先職員のライフワークバランスにも配慮した上で休館日のあり方について検討していく。				
D=Do 業務を遂行		その年度に達成すべき目標	目標達成のための取組		
	H30	利用状況や利用者ニーズの把握、運営委託先との協議、子育てに関連する施設等の開館状況の調査等を実施	・利用状況や利用者ニーズの調査 ・運営委託先との協議 ・子育てに関連施設等の開館状況の調査を実施 ・児童館運営委員会において、意見聴取・協議		
	H31	児童館運営委員会の検討・協議結果を報告し、休館日を決定する。	調査及び協議結果を児童館運営委員会で協議・検討し、方向性を決定する。		

方針の目的	健全な行財政基盤の確立				
方針の視点	2 公共施設マネジメントの推進				
分 類	公有財産の最適管理				
実施メニュー	14 公共施設の有効利用(図書館)	即効度	◎	難易度	B
C=Check 現状の課題を把握	近年、市立図書館2館の入館者数(平成29年3月31日現在:菊川文庫165,305人、小笠図書館107,346人、計272,651人)が減少傾向にある。市民の生涯学習と情報収集の拠点に位置付けられる図書館として、市民が集い、楽しみの中で学び、何かを得て、そしてまた来たくなる、そんな図書館の魅力と賑わいを創出していくことが求められる。				
A=Action 改善内容を立案	新刊本案内や興味別のジャンル本案内、Wi-Fi導入の強みを生かしたSNSの活用など、市民への情報発信を工夫するとともに、図書館として、市民の情報・ICTリテラシー(活用能力)の向上を支援するための環境整備を図る。 また、子ども読書活動推進計画(第三次)に基づき、他機関等と連携した児童サービス事業の充実を図る。				
P=Plan 具体的な施策を計画	・広報きくがわに載せる情報のほか、SNSを通じて、特集コーナーの紹介、ジャンルごとのお奨め本などを、積極的に情報提供する。 ・小笠図書館の視聴覚コーナーに一般利用できるパソコンを設置し、市民のインターネット利用の便宜を図るほか、情報管理部門やNPO法人等と連携し、SNS利用や情報検索などの講座を開催する。 ・子どもの読書習慣形成に向け、おはなし会やブックトーク、図書館シネマ、こども図書館、図書館ビブリオバトル(知的書評合戦)開催など、子ども向けイベントを質量ともに充実させる。				
D=Do 業務を遂行		その年度に達成すべき目標		目標達成のための取組	
	H30	平成31年3月31日現在 入館者数:275,000人以上		①子ども読書活動の推進 ②図書館イベントの充実 ③小笠図書館視聴覚コーナーの改修 ④導入Wi-Fiの更新(高速化)	
	H31	平成32年3月31日現在 入館者数:278,000人以上		①子ども読書活動の推進 ②図書館イベントの充実 ③SNSを活用した情報発信	

方針の目的	健全な行財政基盤の確立						
方針の視点	2 公共施設マネジメントの推進						
分 類	公有財産の最適管理						
実施メニュー	15 公共施設の有効利用(市立小中学校プール)			即効度	◎	難易度	S
C=Check 現状の課題を把握	現在、和田公園コミュニティプールを7月中旬から8月下旬まで開園し、小学生や親子を対象にレジャーとしてのプール開放を行っている。しかし、青年期から成人等幅広い世代を対象とした公設のプールがないことから、水泳による体力づくりや生涯スポーツの推進が十分に図られていない状況にある。						
A=Action 改善内容を立案	これまで学校施設はグラウンドと体育館を開放してきたが、これにプールを加える。 ※学校教育法第137条(学校施設の社会教育への利用) 学校教育上支障のない限り、学校には、社会教育に関する施設を附置し、又は学校の施設を社会教育その他公共のために利用させることができる。						
P=Plan 具体的な施策を計画	市内小中学校のプールを年間10日程度開放する。 当該校と、児童プール開放や部活動との調整を図る。						
D=Do 業務を遂行		その年度に達成すべき目標		目標達成のための取組			
	H30	・小中学校プール開放のための検討		・小中学校との調整 ・開放内容(実施日数や必要経費等)の検討 ・仕組みづくり			
	H31	・小中学校プール開放1ヵ所以上		・当該校との調整 ・プール開放事業の周知 ・プール管理業務委託			

方針の目的	健全な行財政基盤の確立				
方針の視点	2 公共施設マネジメントの推進				
分 類	公有財産の最適管理				
実施メニュー	16 遊休市有地の有効利用	即効度	◎	難易度	A
C=Check 現状の課題を把握	現在、公共施設の移転等により遊休市有地が存在している。また、一部市有地については、有償や無償により賃借している状況がある。 市内では『公有財産有効利用検討委員会』により、公有財産の有効利用並びに適正な管理及び処分について検討しており、有償貸付けできるところについては貸付け、それ以外については、可能な限り売却する方針を持っている。				
A=Action 改善内容を立案	遊休市有地(※19)を有効利用することで、管理の縮減、歳入の確保を図る。				
P=Plan 具体的な施策を計画	立地や面積等の条件面から特に有効と考える処分可能資産の売却・貸付を、短期で集中的に行う。				
D=Do 業務を遂行		その年度に達成すべき目標	目標達成のための取組		
	H30	1ヵ所以上の遊休市有地の売却をすすめる	固定資産台帳を基に、一定規模以上の活用可能な普通財産の洗い出しを行い、1ヵ所以上の遊休市有地について売却に向けた手続きを行う。		
	H31	1ヵ所以上の遊休市有地の売却をすすめる	前年度に引き続き、1ヵ所以上の遊休市有地について売却に向けた手続きを行う。また、活用が困難な土地について、民間事業者のアイデアや意見を把握する取組みを検討する。		

※19 遊休市有地：何らかの理由によりその使用・稼働を休止し、活用されていない市有の土地。